2020 年 4 月 24日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

日本医療労働組合連合会

中央執行委員長 森田しのぶ （公印省略）

**「医療崩壊」を止めるために必要な対策を求める緊急要請（第3次）**

 　国民のいのちと健康を守るためご尽力いただいていることに対し、敬意を表します。

 医療・介護・福祉の職場で働く仲間は、新型コロナウイルスの感染拡大の中、懸命に国民のいのちと健康を守るために、自らの感染リスクの恐怖ともたたかいながら、現場で必死な奮闘を続けています。しかし、感染拡大が続き、院内感染が多発するなど、事態は切迫した状況にあります。「医療崩壊」をくい止めるためには、国の責任によって、迅速かつ的確な対応が必要です。

 今現在の医療・介護・福祉の現場実態から、緊急に以下の要請を行います。速やかに、そして的確に、 要請内容が実施されることを切望します。

【要請項目】

１． 「医療崩壊」を止めるため、PCR検査センターの設置など、検査と症状に応じた治療・隔離を迅速に行う体制をつくり、院内感染を防止すること。

２．　医療機関や介護・福祉施設に対して、マスク、防護服、消毒液などの衛生材料が充分に行き渡るように、国が緊急の対策をとって供給すること。

３．　新型コロナ患者の受け入れに要する費用は、空床確保、病棟・設備の整備、人員体制の確保、一般診療の縮小などを含め、全額国が補償すること。

４．　感染症拡大により経営悪化した医療機関や介護・福祉施設の経営を支えるために、緊急の診療報酬・介護報酬の引き上げや直接の財政支援を行うこと。

５．　新型コロナに感染もしくは疑いのある患者に対応する職員に対する特別手当の支給や、帰宅・通勤が困難となっている職員の宿泊費用等を補償すること。また、妊娠中や基礎疾患のある職員については、配置転換など勤務体制の配慮を行うこと。職員が新型コロナに感染した場合の労災認定を速やかに行うこと。

６．　医療・介護・福祉関係者に対する誹謗中傷、風評被害の防止を国の責任で行うとともに、メンタルヘルス対策や離職防止対策を強化すること。

７．　精神科病院において新型コロナ感染者が発生した場合に、精神保健福祉法の行動制限の濫用とならないように留意し、良質な治療や支援を受けることができるなど適切な対応が図られるよう対策を強化すること。精神科病院での入院を継続する場合であっても、重症化した場合の受け入れ体制を確保すること。

８．　公立・公的病院等の再編・統合、病床削減計画は、直ちに中止・撤回し、感染症対策に必要な医療体制を確立すること。

９． 現場の実情とかけ離れた医師・看護師の需給推計を見直し、感染症の拡大や災害支援など、不測の事態においても充分な対応が可能となるように、医師・看護師・介護職員などの大幅増員 を行うこと。また、感染症対策時に必要な医療技術を有する従事者を早急に育成すること。

以上